

平成27年12月定例会

総務委員会説明資料
(その2)

経営戦略部
監察局
出納局

目 次

I 提出案件

1	その他の議案等	1
(1)	条例案	1

I 提出案件

1 その他の議案等

(1) 条例案

① 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (人事課)

ア 改正の理由

平成27年10月13日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の一般職の職員の給与について改定を行う必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 職員の給与に関する条例の一部改正

a 給料表の改定

(a) 全ての給料表について、若年層に重点を置きながら、全ての号俸において給料月額を引き上げることとする。

b 諸手当の改定

(a) 初任給調整手当について、医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を41万3千3百円に引き上げることとする。

(b) 初任給調整手当について、獣医師に対する支給月額の限度額を5万円に引き上げるとともに、支給期間の限度を15年とすることとする。

(c) 勤勉手当について、再任用職員以外の職員に対する12月期の支給割合を100分の85(特定幹部職員にあっては、100分の105)に、再任用職員に対する12月期の支給割合を100分の40(特定幹部職員にあっては、100分の50)に引き上げることとする。

(d) 勤勉手当について、再任用職員以外の職員に対する6月期の支給割合を100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）に、再任用職員に対する6月期の支給割合を100分の37.5（特定幹部職員にあっては、100分の47.5）に引き上げることとし、再任用職員以外の職員に対する12月期の支給割合を100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）に、再任用職員に対する12月期の支給割合を100分の37.5（特定幹部職員にあっては、100分の47.5）に引き下げることとする。

(イ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

a 給料表の改定

全ての給料表について、全ての号俸において給料月額を引き上げることとする。

b 期末手当の改定

(a) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の160に引き上げることとする。

(b) 期末手当について、6月期の支給割合を100分の157.5に引き上げることとし、12月期の支給割合を100分の157.5に引き下げることとする。

(ウ) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正

地域手当及び単身赴任手当に係る経過措置を廃止することとする。

ウ 施行期日等

(ア) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、イの(ア)のbの(b)及び(d)、イの(イ)のbの(b)並びにイの(ウ)については、平成28年4月1日から施行することとする。

(イ) イの(ア)のa及びbの(a)並びにイの(イ)のaについては平成27年4月1日から、イの(ア)のbの(c)及びイの(イ)のbの(a)については同年12月1日から適用することとする。

② 知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)

ア 改正の理由

本県の財政の健全化について自ら取り組むため、平成28年4月から平成29年3月までの間の知事等の給料月額を減額する必要がある。

イ 改正の概要

給料月額について、平成28年4月から平成29年3月までの間、知事にあつては100分の25を、副知事にあつては100分の10を、常勤の監査委員にあつては100分の5を、企業局長にあつては100分の5を減じた額とすることとする。

ウ 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行することとする。

③ 特別職の指定等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)

ア 改正の理由

最近における国との人事交流の状況に鑑み、国家公務員が任命権者の要請に応じ、引き続いて政策監となった場合について、その高度の専門的な知識経験に応じた給料月額を定める等の必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 国家公務員が任命権者の要請に応じ、引き続いて政策監となった場合における当該政策監の給料月額については、87万円以内で知事が定める額とすることとする。

(イ) (ア)の政策監の給料月額について、平成27年7月から平成29年3月までの間、100分の5を減じた額とすることとする。

(ウ) 退職手当について、所要の規定を設けることとする。

ウ 施行期日等

(ア) この条例は、公布の日から施行することとする。

(イ) イの(ア)及びイの(イ)については、平成27年7月31日から適用することとする。